守口市水道局告示第　　号

次のとおり条件付き一般競争入札（以下「入札」という。）を執行する。

令和7年8月27日

守口市水道事業管理者　小濵　利彦

1　入札に付する事項

(1)	業　　務　　名	測量業務委託
(2)	概　　要	1、現地測量業務 ①測量面積　39,000　㎡ ②平面図縮尺　1/250 2、水準測量業務 ①測量延長　0.588　km ②３級水準測量・仮BM設置
(3)	履　行　期　間	契約締結日　～　令和8年3月31日
(4)	対 象 の 位 置	守口市内一円及び隣接地
(5)	支　払　方　法	都度払
(6)	予　定　価　格	事後公表

2　入札参加者に必要な資格

次に掲げる資格要件のすべてに該当し、かつ本市水道局が認めた者であること。

(1)	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当する者でないこと。
(2)	守口市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置（以下「入札参加停止措置」という。）を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
(3)	守口市公共工事等及び売払い等に関する暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
(4)	会社更生法（平成14年法律第154号）又は同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）の適用申請をした者（更生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。
(5)	民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をした者（再生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。
(6)	本入札の入札参加資格確認審査申請時において、本市測量・コンサルタント等入札参加有資格者名簿に業種「測量一般」で登録されていること。

(7)	平成22年度以降において、国又は地方公共団体等（国、地方公共団体又は公共法人）が発注した測量業務で次の金額（消費税及び地方消費税額を含まない。）の元請実績があること。 市　内　業　者：900,000円以上 準 市 内 業 者：1,100,000円以上 市　外　業　者：1,800,000円以上 ※元請実績の有無は、事業者単位で判定する。当該事業者の本市入札参加有資格者名簿の登録が本社・本店であるか支店・営業所等であるかを問わない。 ※元請実績の実績判断基準日は、契約締結日とする。 ※本条件に該当する履行実績を証する書面（契約書、仕様書等）の写しを添付すること。
(8)	【配置予定技術者】 (6)に記載の登録業種について、本案件の入札条件に対応した適切な資格証を有する主任技術者（測量法第49条に登録された測量士）を配置できること。 ※建設業法第26条第３項及び建設業法施行令第27条第１項に該当する場合は、当該技術者は専任でなければならない。 ※配置予定技術者については、３ヶ月以上の直接かつ恒常的雇用関係にあること。

3　入札スケジュール

内容		日程	
(1)	公　　告　　日	令和7年8月27日(水)	
(2)	質 問 受 付 期 間	令和7年9月3日(水)	17:00　まで
(3)	質 問 回 答 日	令和7年9月4日(木)	
(4)	申 請 受 付 期 間	令和7年9月5日(金)	17:00　まで
(5)	確認結果通知日	令和7年9月9日(火)	
(6)	入　　札　　日	令和7年9月16日(火)	10:00　水道局１階会議室
(7)	契 約 予 定 日	落札決定日から7日以内（市の休日を除く。）	

・ 提出書類作成に係る留意点については、公告及び仕様書等を確認すること。
・ 入札参加資格申請、質問等については入札公告日から提出可能とする。
・ 書類の送付先及び受付場所については、「11　契約条項を示す場所」とする。

※申請受付期間
・ 持参する場合は、午前9時から午後5時30分まで（土、日、祝を除く。）

4　入札参加資格確認申請・確認結果通知

(1)	入札参加資格確認申請及び確認結果通知は、次のとおり行う。			
(2)	提　出　方　法	メール		
(3)	提　出　書　類	①	様式１	入札参加資格確認申請書
		②	添付書類	履行実績が確認できる書類（契約書等：押印が確認でき、契約期間、金額が明記されたもの又は履行証明書等：発注者が発行するもの）【写し】
(4)	確認結果通知	入札参加資格の有無の確認後、その結果をメールにて通知する。 必ず受取確認の返信すること。（様式自由）		
(5)	入札参加停止	入札参加資格確認申請書その他添付書類に虚偽の説明をした場合は、入札参加停止措置を行う場合がある。		

5　入札上の注意

(1)	入札書の記載方法	入札金額は、契約希望単価に予定数量を乗じて得た金額とし、消費税及び地方消費税抜きで記載のこと。（課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額を記載。）	
(2)	契約金額の決定	契約決定にあたっては、入札書記載金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とする。	
(3)	入　札　回　数	２回	
(4)	入札の無効	開札時において、次のいずれかに該当する入札は無効とする。	
		①	「２　入札参加者に必要な資格」を有していない者のした入札
		②	本告示文書、守口市競争入札心得、入札参加資格確認結果通知書その他本入札に関する書類に定める入札条件に違反した入札

6　入札時の内訳書の提出

(1)	要　　件	①	提出の要否	必要
		②	指定様式	なし
		③	内訳書の提出が必要な場合において、内訳書の提出がない入札は無効とする。（年割明細書が必要な場合は、内訳書として取り扱う。）	
		④	入札金額と内訳書の金額が合致しない場合、本入札とは関係ない案件の内訳書を提出した場合については、内訳書の提出がない入札とみなす。	

7　質問の受付及び回答

(1)	質　問　方　法	①	提出書類の作成に係るもの及び仕様書等に対して質問がある場合は、質問書を提出すること。
		②	送信件名は、「測量業務委託質問」とすること。
		③	メールで担当あてに送付すること。
		④	回答期日を過ぎて、回答が無い場合は担当に確認すること。
(2)	回　答　方　法	①	本市ホームページに掲載する。 回答に対する再質問は受け付けない。

8　必要書類について

(1)	各種様式等については、市のホームページからダウンロードすること。（水道局経営総務課の「入札・契約」を参照）

9　契約手続

(1)	入札保証金の納付は、守口市契約規則第６条第２号の規定により免除する。ただし、落札者が落札者の責により契約を締結しなかった場合は、落札金額（単価契約の場合は、見積単価に予定数量を乗じて得た金額）（税込）の100分の３に相当する金額を損害賠償金として徴収する。
(2)	落札者は、契約金額（単価契約の場合は、契約単価に予定数量を乗じて得た金額）の100分の10に相当する額（千円未満切り上げ）の契約保証金を納付しなければならない。ただし、守口市契約規則第21条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。
(3)	契約代金の支払いについては、都度払とする。
(4)	契約書を作成する。ただし、契約金額（単価契約の場合は、契約単価に予定数量を乗じて得た金額）が100万円を超えない契約の場合は、契約書を作成しないことがある。

10 その他

(1)	提出書類の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、市水道局から指示があった場合を除く。
(2)	市水道局が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
(3)	入札参加者は、本告示文書、守口市競争入札心得、入札参加資格確認結果通知書その他本入札に関する書類を熟読し、十分に理解したうえで、入札に参加しなければならない。 ※　守口市水道事業管理者が発注する案件については、地方公営企業法第40条の規定に基づき、守口市入札心得第19条の規定を適用除外する。
(4)	書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成４年法律第51号）に定める単位とする。

11　契約条項を示す場所

(1)	場　　所	守口市水道局
(2)	担　　当	工務課
(3)	住　　所	〒570-0008 大阪府守口市八雲北町３丁目３７番３１号
(4)	電　　話	06-6991-6773
(5)	Ｆ　Ａ　Ｘ	06-6991-6790
(6)	メールアドレス	suihaisu@city.moriguchi.lg.jp